

“あたりまえ”の生活を地下から支える

# ながおかの下水道



編集：広報WG『縁の下のチカラボ』by 長岡市下水道課

## 管理運営の費用について

～雨水公費・汚水私費の原則～

下水道施設などを管理する費用には、使って汚れた水をきれいに浄化するための「汚水処理費」と、市街地に降った雨をすみやかに排除するための「雨水処理費」があります。

汚水処理費は、受益者負担の考えから下水道使用料(私費)として、使用者のみなさまに負担していただいています。一方、雨水処理費は浸水の防除により社会全体の利益につながることから、税金で負担する仕組みとなっています。

これを、**雨水公費・汚水私費の原則**といいます。

Vol.1では下水道の役割、Vol.2ではや汚れた水をきれいにする仕組みについてお知らせしました。Vol.3では、大雨からまちを守る浸水対策について紹介しました。

今回は、下水道の運営に関するお金の話をお知らせします。

汚水を処理する費用

下水道使用料  
でまかなう

雨水を処理する費用

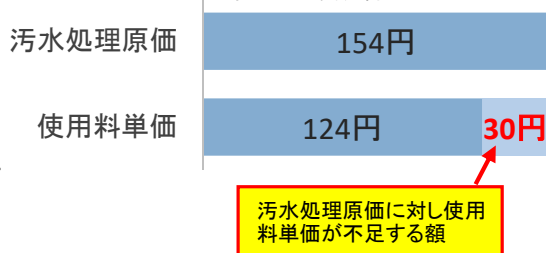
税金でまかなう

## 《長岡市の使用料単価と汚水処理原価》

令和3年度の汚れた水をきれいにするための原価は1㎡当たり154円でした。これに対し、使用料単価は124円となっています。使用料収入が30円不足しており、その不足分は税金で賄っている状況です。

今後、人口減少などにより使用料収入は減少し、機械の老朽化などに伴う維持管理費用の増額が見込まれることから、雨水公費・汚水私費の原則のもと、経営状況を勘案しながら適正な使用料単価に見直していきます。

汚水処理原価と使用料単価の比較  
(令和3年度決算値)



## 下水道使用料の改定について(お知らせ)

収支のバランスの取れた下水道経営のため、令和5年4月から使用料の改定を行います。この度の改定は、みなさまの快適で衛生的な暮らしや、良好な水環境を保ち、下水道事業の運営に必要な使用料のご負担をお願いするものです。

今後も定期的に経営状況を見直し、引き続きコストダウンに努めてまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。



### Point 改定のポイント

- ・基本料金と9㎡～10㎡の超過料金を改定します。
- ・1ヵ月あたり253～317円(税込)の増額となります。
- ・水量が10㎡までの分が単価改定となっているため、使用料が多い方でも317円が1ヵ月の増額上限になります。

詳しい情報はこちら



料金改定表(R5.4～)

区分	排出量 (1ヵ月あたり)	使用料(税抜)	
		現在	新料金
基本料金	8㎡まで	656円	880円
	9㎡～10㎡	82円	110円
超過料金 (円/㎡)	11㎡～40㎡	126円	変更なし
	41㎡～100㎡	148円	
	101㎡～500㎡	169円	
	501㎡～	190円	

## 知っていますか？マンホールカード

マンホール蓋は全国各地デザインが違うご当地モノとなっており、その土地に縁のある名所や名物、スポーツ、キャラクターなどが描かれています。これらをコレクションカードとしたのが「マンホールカード」です。全国に915種類(649の自治体・団体)発行されており、下水道施設や観光案内所などで無料配布されています。

種類や配布場所などの詳しい情報は、

GKP マンホールカード



で検索

## 長岡市マンホールカードの紹介

これまで4種類がマンホールカード化されており、配布場所にお越しいただいた方へ1人1枚無料で配布しています。

長岡市のカード情報



近日登場!

